

6 助成対象経費

(1) 助成対象経費の定義

助成対象経費は、次の①～⑤の条件を満たし、(2) 助成対象経費一覧に掲げる経費です。

- ①助成対象として決定を受けた取組を実施するための必要最小限の経費
- ②助成対象期間内に契約・実施（または納品）・支払が完了する経費
- ③助成対象（使途、単価、仕様、数量等）が報告書類（※）（写真、帳票類等）により確認可能であり、かつ、明確に区分できる経費
（※）報告書類は日本語表記のものを対象とします
- ④生業かつ主要業務とする業者へ直接委託・契約する経費
- ⑤財産取得となる場合は、所有権等が助成事業者に帰属する経費

【参考】助成対象経費の経費上限及び助成限度額

項目	詳細	
助成対象経費	厨房機器等購入費	厨房等工事費
経費上限	経費上限なし（助成限度額を超える分は自己負担になります）	
助成限度額	50万円	
助成率	2/3 以内（千円未満切捨て）	

(2) 助成対象経費一覧

1 厨房機器等購入費【経費上限なし】

① 厨房機器・店舗什器等導入費

事業の本格稼働・生産性の向上等に必要な厨房機器、店舗什器等の購入費。

(例) 厨房で使用する業務用シンク、調理台、コールドテーブル、食洗機、食器棚、冷凍冷蔵庫等。
注文受付・支払等に使用するタブレット・レジプリンター等。

【注意事項】

ア 1点あたりの購入単価が税抜1万円以上のもの。

(一般的に複数のもので構成され一式で販売されており、個別では目的を果たせないものを同時に購入する場合は、その合計金額を「1点あたりの購入単価」とする)

(例) オープンと同時に別売りの専用オープン皿を購入する場合等

イ 実績報告の際、店舗等で使用していることが分かる写真を提出できること。

ウ 中古品(新古品)は生業かつ主要業務とする業者から購入したもので、実績報告に必要な経理関係書類を揃えられるものに限る。

エ 機器・什器等の購入契約内で簡単な据付・取付・組立・設置を依頼する際にかかる経費

・税抜1万円未満の場合：厨房機器等購入費に含む

・税抜1万円以上の場合：厨房等工事費として助成対象とする

対象外となる内容

ア 不動産・建物・車両(自動車、原動機付き自転車、自転車、リヤカー、人力車等)等

イ 店舗等の工事を自ら行うための資材等の購入費および付随して発生する経費

ウ 店舗等を装飾するための物品・調度品(壺・絵画等)

エ 厨房機器・店舗什器の部品等の取替費用

オ 従前の機器を取替・下取りして新しいものを購入した場合の相殺分

カ 消耗品(文房具類、事務用品、食器等)、食材、生物等

キ 本・雑誌等、出版物

ク 個人売買やフリマアプリ、オークションサイトからの取得

② 厨房機器・店舗什器等リース・レンタル費

事業の本格稼働・生産性の向上等に必要な厨房機器・店舗什器等のリース・レンタルにかかる経費

ア 契約締結時にかかる初期導入費

イ 助成対象期間中に使用・支払する月額リース・レンタル料

対象外となる内容

ア 不動産・建物等の借入にかかる地代家賃、その他経費

イ 店舗等を装飾するための物品・調度品(壺・絵画等)

ウ リース・レンタル契約等に付随する保険、自らが加入する保険等

エ リース・レンタル契約を行った機器・什器等の維持・管理・手数料等に該当する経費(固定資産税等の税金、各種整備点検費等)

オ 助成対象期間外に使用・支払するリース・レンタル料

2 厨房等工事費 【経費上限なし】

1 の厨房機器等購入費に付随する工事費

- ア 厨房機器等を導入する際に必要な据付・取付・組立・設置に係る経費
- イ 厨房機器等を導入する際に必要な電気・ガス・給排水設備等の工事に係る経費

【注意事項】

- ア 一契約あたり税抜1万円以上のものを対象とする
- イ 住居兼店舗の場合は、店舗専有部分に係るもののみを対象とする
- ウ 既存設備等を更新する必要がある場合、既存設備等の撤去・処分費用も対象とする。ただし、既存設備等の撤去・処分のみ経費は助成対象外とする

対象外となる例

- ア 店舗改装工事、修繕工事等の経費
- イ 厨房機器等の導入とは関わりのない工事費
- ウ 都外の店舗にかかる工事費
- エ 土地及び店舗の購入費
- オ 店舗等の工事を自ら行うための資材等の購入費および付随して発生する経費
- カ 実績報告時点で営業許可を取得していない店舗の工事費

(3) 助成対象とならない経費

助成対象経費に適合しない経費はすべて助成対象外です。申請書に記載した経費であっても、交付決定後に助成対象経費に該当しないことが判明した場合は助成対象外となります。

①主な助成対象外経費の例

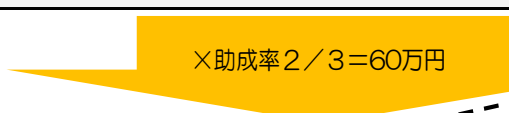
- ・租税公課（消費税、印紙代等）
- ・振込手数料
- ・消耗品、食材等の購入にかかる費用
- ・自社の交通費、宿泊費、保険料、通信費、飲食費、雑費等の間接経費
- ・セミナーやレクチャー、ワークショップ等の開催又は参加費用、招待券購入費、駐車場代等の経費
- ・購入時、ポイントカード等によるポイントを取得・利用した場合のポイント分
- ・助成対象となる取組が他の取組と混合されて取引が行われており、図面、写真等で区分しがたい場合
 - ※自宅兼店舗で事業を行っている事業者が居住部分と店舗部分どちらにもかかる工事を行い、経費を区分できない場合等
- ・公的な資金の使途として社会通念上、不適切と認められる経費

②助成対象経費に適合していても以下に当てはまる経費

- ・契約から実施、支払までの一連の手続きが助成対象期間内に行われていない場合
- ・見積書、契約書、納品書、請求書、振込控、領収書等、公社が指定する帳票類が不備の経費
- ・制作物・写真等で助成対象となる取組の実施を確認できない場合や帳票類と写真が一致しない場合
- ・通常業務や他の取引と混合して支払が行われており、助成対象経費の支払が区分しがたい場合
- ・他の取引と相殺して支払が行われている場合
- ・自社の通常業務にかかわる経費（自社が生業としている業務の委託や自社で取り扱う製品の購入等）
- ・対外的に生業かつ主要業務としていることが公開情報から確認できない業者との取引にかかる経費
- ・親会社、子会社、グループ企業等関連会社等と取引にかかる経費
 ※親会社、子会社、グループ企業等関連会社とは、自社と資本関係のある会社、役員等（これに準ずる者を含む）または社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社をいう。
 ※会社には個人事業者、法人及び団体等を含む
- ・再委託（委託した業者からさらに別の業者へ主要な業務またはすべての業務の委託）が行われている場合
- ・一般価格や市場相場等と比べて著しく高額な経費
- ・購入額の一部又は全額に相当する金額を口座振込や現金により申請者へ払い戻すことで、購入額を減額・無償とすることにより、取引を証明する証憑に記載の金額と実質的に支払われた金額が一致しないもの

(4) 助成金申請額の計算のしかた

助成金申請額は、経費項目毎に3分の2を乗じて計算します（千円未満切り捨て）。

助成事業に必要な経費（120万円）			
助成対象経費（90万円）			助成対象外経費 （30万円） ・消費税 ・対象にならない購入物 等
厨房機器等購入費（75万円）	厨房等工事費 （15万円）		
 ×助成率 2/3 = 60万円			
助成金申請額 50万円	自己負担分 （超過）10万円	自己負担分 30万円	自己負担分

※助成限度額50万円を超える分は自己負担となります。